

問い合わせ先		
(資料内1に関すること)	(資料内1に関すること)	(資料内2に関すること)
担当課 教育委員会事務局 学校管理部 保健給食課 直 通 072-228-7489 内 線 7730 F A X 072-228-7256	担当課 教育委員会事務局 学校教育部 学校指導課 直 通 072-228-7436 内 線 7710 F A X 072-228-7421	担当課 教育委員会事務局 地域教育支援部 放課後子ども支援課 直 通 072-228-7491 内 線 7820 F A X 072-228-7009
	(資料内3に関すること)	(資料内4に関すること)
	担当課 教育委員会事務局 学校教育部 支援教育課 直 通 072-228-7436 内 線 7707 F A X 072-228-7421	担当課 教育委員会事務局 学校教育部 学校指導課 直 通 072-270-8120 F A X 072-270-8130

新型コロナウイルス感染症に伴う堺市立学校園の対応について

-堺市立学校園の臨時休業期間中の臨時登校（園）日及び児童等の受入れについて-

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、法律に基づく緊急事態宣言が大阪府に発令され、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないよう要請されていることから、子どもたちは自宅等で過ごしていただくよう保護者の皆様に要請しているところです。

5月6日（水・祝）までの間、市立学校園を臨時休業することとしますが、当該期間中の臨時登校（園）日は下記のとおりです。

なお、小学校、支援学校、幼稚園での児童等の受入れについては、下記のとおり実施しますが、利用にあたっては緊急事態宣言の趣旨をふまえ、やむを得ない場合に限ります。

記

1 臨時休業期間中の臨時登校（園）日について

4月8日（水）から5月6日（水・祝）までの臨時休業期間中において、当面の間、登校日や行事などの教育活動等はいりません。

2 小学校の児童の受入れについて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を受けて、法律に基づく緊急事態宣言が大阪府に発令され、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないよう要請されており

ます。

このため、休業措置期間中、子どもたちは基本的には家庭で過ごすこととしていますが、家庭の事情により、児童を監護する者がなく、留守中の児童の安全が図れない場合等に対応するため、一定の基準のもと学校において児童を受け入れます。

(1) 実施内容

学校の臨時休業期間中、対象となる児童を学校内で受け入れます。

(2) 受入れ対象児童

本来、休業措置期間中は、子どもを感染から守るための措置であることをご理解いただき、基本的にはご家庭で過ごしていただくよう強く要請いたしますが、以下の基準を全て満たす児童について、学校内で受け入れます。

なお、放課後児童対策等事業（のびのびルーム等）の利用児童の受入れについても、以下の基準と同様とします。

- ア．ひとり親家庭や共働き家庭等個別の事情により児童が自宅で滞在となるが、保護者が休暇を取得することが非常に困難であり、不在となる間、児童を監護できる者がいない小学1～6年生の児童。
- イ．保護者による送迎が可能な児童。
- ウ．昼食をご家庭で用意できる児童。

(3) 受入れ日及び受入れ時間

①受入れ期間

令和2年4月9日（木）から令和2年5月6日（水・祝）までの間
（日曜・祝日は除く）

※土曜日は放課後児童対策等事業（のびのびルーム等）として開設する。

②受入れ時間

登校：午前8時00分～8時30分

下校：午後2時00分まで

※放課後児童対策等事業（のびのびルーム等）利用児童は午後2時00分以降も引き続き利用事業の終了時間まで。また土曜日はのびのびルーム等各事業の開始時間から終了時間までとします。

(4) 利用するための必要な手続き

①利用を希望する場合、「児童受入れ申請書」を各小学校に提出が必要です。

（利用開始当日に持参することも可とします。）

②利用当日は、保護者は毎朝児童の検温を行い、「健康観察カード」に記載のうえ、同カードを児童が持参。

※微熱がある等、児童の健康状態により受入れできない場合があります。

(5) 児童の活動方法

- ① 活動は「3密」を避けたものとします。
 - ・「換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底」
 - ・「多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮」
 - ・「近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える」
- ② 1教室20人程度を目安とし、教室、ランチルーム、図書室等、学校内で広く活動場所を確保できるようにします。
- ③ 放課後児童対策等事業（のびのびルーム等）については、おやつを提供は行いません。
- ④ 感染予防のため、児童にはマスク等を着用させるようお願いします。

(6) 休業期間中の放課後児童対策等事業（のびのびルーム等）の休室の申請及び利用料金の取扱い

- ① 休業措置期間中、のびのびルーム等の利用をしない場合、「休室届」を提出していただきます。
- ② 休室の申請方法
休室を申請したい保護者は、休室届を市ホームページからダウンロード又は各ルームにて取得し、必要事項を記入のうえ、各ルームに提出します。

※「休室」とした場合の4月の利用料金の取り扱いは下表のとおりです。

利用状況	4月分の利用料金 (負担金)
① 休室申請をした上で、4月1日（水）から一度も利用しておらず、引き続き5月2日（土）まで利用しない場合	徴収しない
② 休室申請をした上で、春季休業中に利用はしていたが、4月9日（木）以降5月2日（土）まで利用しない場合	
③ 休室申請をしない（利用する）	徴収する

※休室は、退室ではないため、休室期間終了後は再度のびのびルーム等を利用できます。

3 支援学校の児童生徒の受け入れについて

4月8日（水）から5月6日（水・祝）までの臨時休業期間中において、家庭の事情により、児童生徒を監護する者がなく、留守中の児童生徒の安全が図れない場合については、支援学校での受け入れを行います。（土日祝日を除く。）

詳細については各支援学校のホームページを参照ください。

4 幼稚園の幼児の受入れについて

(1) 実施内容

4月8日（水）から5月6日（水・祝）までの臨時休業期間中において、堺市立幼稚園に在籍している幼児のうち以下に該当する幼児については、幼稚園で預かります。（土日祝日を除く。）

詳細については各幼稚園のホームページを参照ください。

(2) 受入れ対象となる幼児

ひとり親家庭や共働き家庭等、個別の事情により幼児が自宅で滞在となるが、保護者が休暇を取得することや在宅勤務が非常に困難であり、不在となる間、幼児を監護できる幼児の祖父母、親類縁者等がない幼児。